

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第84回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年2月9日（金）12時56分～13時18分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川瀨 昇（部会長代理）、大谷 和子、藤井 威生、
三友 仁志、山下 東子

第3 出席した関係職員等

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官、荻原電気通信技術システム課長

第5 議題

（1）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について【諮問第3100号】

（2）「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。出席予定の委員の皆様おそろいでございますので、定刻よりも若干早目でございますけれども、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第84回を開催いたします。

本日、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数は満たされております。

議 題

(1) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について【諮問第3100号】

○新美部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進行してまいりたいと存じます。

本日の議題は、諮問事項1件と当部会の決定事項の一部改正の2件でございます。

まず、諮問第3100号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○大塚料金サービス課企画官 ありがとうございます。お手元の資料84―1に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、資料1ページをご覧ください。こちらは諮問書となっております。本年2月5日にNTT東日本、西日本から、接続約款変更の認可申請がございました。

申請の概要につきまして、2ページ以下で説明させていただきます。4. 概要という欄をご覧くださいと存じます。今回の申請は、第一種指定電気通信設

備接続料規則の一部を改正する省令が本年の1月10日付で公布、一部施行されましたことを受けまして、NTT東西の接続約款について所要の変更を行うというものでございます。

具体的には、第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能、中継交換機能といった長期増分費用方式により算定される接続料につきまして、最新の入力値を用いて算定されたものに改定するというものでございます。

長期増分費用方式に基づく平成30年度接続料の算定結果につきましては、こちらの表に示させていただいておりとなっております。こちらは3分当たりの接続料という形で示してございます。

上の段、加入者交換機を通じましたGC接続料については、前年度より0.42円上昇しておりまして、6.81円となっております。また、中継交換機を通じたIC接続につきましては、前年度より0.41円高い8.09円ということになってございます。

いずれの接続料につきましても、前年度に比べて増加ということになってございますけれども、これは加入者交換機能の接続料算定の分子となる接続料原価の減少に比べまして、分母となります通信量の減少、こちらの幅がより大きかったということによるものでございます。

通信量と接続料原価につきまして、詳しく説明させていただきます。3ページをご覧ください。長期増分費用方式に基づく接続料につきましては、2年あるいは3年ごとに算定のあり方について大枠が定められまして、これに従って毎年度の算定が行われるということになってございます。

平成30年度の接続料算定に用いる通信量を3ページでご紹介してございますけれども、こちらにつきましては、今申しました大枠として、平成27年9月14日の情報通信審議会答申、長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定のあり方という答申に基づきまして、30年度接続料については、平成29年度の下期、それから、30年度の上期の通信量を通年化した予測通信量に基づき算定するということが定められてございます。

この予測通信量は、その前年であります平成28年度下期、それから、平成29年度上期の実績通信量に対前年同期の予測増減率を乗じることによって算定するというものになってございます。

具体的に予測通信量をサービス別に算定しましたのが中段の表でございます。同一のMA内の通信、あるいは同一Z A内にあるもののMAをまたぐ通信といった通信のパターンごとに予測の通信量というのを算定してございます。

これを踏まえまして、次のステップとしまして、通信のパターンごとに実際に利用される機能というものを特定しまして、それに沿って機能別の予測通信量というのを算定しましたのが下の段の表ということになってございます。

具体的にご紹介いたしますが、下の段、機能別トラヒックのうち、例えば加入者交換機能、一番上の行でございますけれども、こちらにつきましては、通信回数で見まして、前年度と比べまして11.0%の減、通信時間については13.0%の減ということになってございます。一方、中継交換機能の通信回数につきましては、前年度に比べて1.6%の増、通信時間は2.3%の増ということになっているところでございます。

28年度の接続料から適用されております第7次のLRICモデル、こちら以降、IC接続のうちGCを経由しないもの、いわゆるICトランジット呼を通信量に含めるということをしてございますけれども、近年増加傾向にあります携帯電話発、あるいはひかり電話着にかかる通信量が反映された結果、先ほど申し上げたような増加傾向になっているということを分析してございます。

また、加入者交換機回線対応部共用機能、それから、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送共用機能の通信時間につきましては、そちらにありますとおり、前年度に比べて2.7%の減少という姿になってございます。

続きまして、4ページをお開きください。こちらは主な機能の接続料原価でございます。先ほど申しました27年9月の情通審の答申に基づきまして、NTSコストのうち、き線点RT-GC間の伝送路コストは接続料原価に含めるということになってございます。

上段の表、3行目、加入者交換機能のうち、NTSコスト付け替え後という欄をご覧くださいいただければと存じます。こちらについて、前年度に比べて7.3%の減少という姿になってございます。

これらの接続料原価の減少の主な要因といたしましては、モデルに適用する入力値を最新の内容に更新したことによりまして、回線数の減少、それから、施設保全費の減少、伝送装置等の経済的対応年数が延びているといったことが原因と

して考えてございます。

また、中継交換機能の接続料原価、こちらは0.2%の増、それから、中継伝送共用機能の接続料原価は、前年度に比べて1.0%の減という姿になってございます。

参考まで、4ページの下段にございますけれども、加入者交換機能に係る平成30年度の接続料算定におきまして、通信量に依存しないNTSコストのうち、①というのを付してございます、き線点RT-GC間の伝送路コスト、それから、局設置FR-T-GC間の伝送路コスト、こちらは約266億を加算してございます。こちらの金額につきましては、前年度の29年度と比較いたしまして、23億円減少しているという姿になってございます。

次に、5ページ、6ページをお開きいただきたく存じます。こちらに、接続約款に記載されてございます具体的な接続料の改定額を示してございます。詳細はご覧いただければと存じますけれども、冒頭2ページで紹介いたしましたGC接続料というものは、この5ページの1の加入者交換機能の接続料から算定したもの、それから、IC接続料につきましては、5ページの3番、5番、7番、8番といったものをもとに算定したと、これらを3分間という形で算定したものが、冒頭2ページで紹介させていただきました接続料という形で対応してございます。

続きまして、7ページ、8ページをご覧いただきたいと存じます。今回の申請につきまして、その審査結果をまとめたものでございます。審査基準に定められました審査事項のうち、第2項、第8項、それから、第17項、第19項といったところが今般の申請に関係するものとなってございますけれども、いずれにつきましても、申請の内容に照らして審査しました結果、適と判断してございます。

以上を踏まえまして、1ページ、諮問書にお戻りいただければと存じます。後段に記載しておりますとおり、審査の結果、今回の申請は、審査基準の各号に適合すると考えられますことから、総務省としまして、今般の申請を認可することが適当と考えてございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○新美部会長 ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につ

きまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。

○三友委員　この結果につきましては特に異存はございませんけれども、昨今の通信の状況を見たときに、今回、接続料が上がったということで、この傾向が今後も継続する可能性もあるのではないかとともに思います。

そうなると、接続料の上昇を抑えられない反面、逆に低く抑えるために過度のコスト減を求めることになったりすることもありえるのではないかなとも危惧されるところでありまして、この長期増分費用による算定方式のあり方については、何かご検討を並行してされていらっしゃるのでしょうか。というのが質問でございます。

○新美部会長　それでは、事務局から回答をよろしくお願いします。

○大塚料金サービス課企画官　ありがとうございます。今回、諮問させていただいておりますのは30年度の接続料でございますが、こちらは情通審の28年度からの算定のあり方の大枠に基づいて、今回、諮問させていただいたものでございます。今、31年度以降の接続料の算定の大枠につきまして、情通審のほうに諮問をさせていただいてございまして、今後、今、先生にご指摘いただきましたような長期的な通信量の低減であるとかといった環境、それから、マイグレーションといった大きな変化というのも含めてございますので、こちらを踏まえまして、31年度の接続料の算定のあり方、どういったものが望ましいのかというのを、今、検討に着手させていただいているところでございます。

○新美部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○三友委員　結構でございます。

○新美部会長　ありがとうございます。そのほかにご質問、ご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は2月10日、明日から3月11日までといたしたいと思っております。

また、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討いただきまして、最終的に当部会として答申をまとめるということにしたいと思っております。

すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。その旨、決定することといたします。

(2) 「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

○新美部会長 本件につきましては以上でございまして、続きまして、当部会決定でございまして。「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の方からご説明をさせていただきます。資料番号84-2をご覧ください。

まず、右下のほうに記載のある2ページをご覧ください。こちらにつきましては、部会決定の改正内容に先立ちまして、対象となる回線の非設置事業者の指定についての制度の概要について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、電気通信事業法におきましては、従来、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に対しまして、技術基準への適合維持義務を課しているというところですが、この電気通信回線設備を設置しない電気通信事業者における通信事故の増加があったということを踏まえまして、関係法令等を改正しまして、平成27年4月1日より施行しているところでございます。

こちらの改正につきまして、電気通信回線設備を設置しない電気通信事業者でありましても、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務、具体的には、そのサービスが有料かつ100万人以上の利用者に役務を提供する電気通信事業者を対象にいたしまして、告示により指定することで、技術基準適合維持等の義務を課すということが可能になっているところでございます。

次の3ページをご覧ください。こちらの制度は、平成27年4月1日から制度が施行されてございまして、対象事業者のほうが幾つか変更はございましたが、最終的には、現在3社の電気通信事業者を指定しているというところでございます。

次の4ページは、部会決定の改正を、4ページに記載のとおりに行うことを現

在検討しておるところでございます。

内容につきまして、まず、これらの事業者の指定につきましてなんですが、電気通信事業法第169条第1項第2号の規定に基づき、情郵審の必要的諮問事項とされているところでございますが、現行の電気通信事業法施行規則第27条の2の2第2項に定められた電気通信事業者の提供する役務が有料であって、かつその利用者が100万以上であるという指定の基準を満たすか否かにつきまして、現在、電気通信事業報告規則に基づく電気通信事業者の毎年度の報告によって、外形的に判断可能であるという、こちらの状況に基づきまして、当該基準に基づく電気通信事業者の指定は、諮問を要しない軽微な案件として取り扱うことといたしたいと考えているところでございます。

こちらが今回の改正の趣旨でございまして、具体的な規定につきましては、6ページ以降のほうに、具体的な条文を掲げさせていただいているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○新美部会長 ご説明ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いします。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長 ありがとうございます。特にご意見ございませんようですので、その旨、決定させていただきたいと存じます。どうもありがとうございます。

○新美部会長 以上、今日予定されている諮問事項1件、それから、諮問を要しない軽微な事項についてのご審議をいただきまして、これで本日の審議は終了いたしました。

この際でございますので、委員の皆様から何かコメントがございましたら、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から何かございますでしょうか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の方から、次回の電気通信事業部会につきまして、日程をご連絡させていただきます。次回は、3月23日金曜日の開催を予定してございます。詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○新美部会長 ありがとうございます。以上で本日の会議を終了いたしたいと存じます。お忙しい中ありがとうございました。

閉 会